

聴覚障害者団体「ベターコミュニケーション研究会」事務局 二長 岩瀬 紀雄



私の視点

デパートやホテルなど不特定多数が利用する建物にバリアフリー化を義務づける「ハートビル法」(高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律)の改正法が、この4月に施行された。学校や事務所、老人ホームにも対象を拡大。一定の幅以上の廊下の確保、車いす用のトイレや利用しやすいエレベーターの設置が義務づけられた。9年前にこの法律ができた時

opinion © news project

に比べるのかなり前進したと評価できる。

しかし、情報障害者である聴覚障害者に関することは、どの条文でも触れていない。聴覚障害者には別種の配慮がないと、社会生活に大きな支障をきたす。私自身、耳に障害がある一人として、どんな不都合があるのか具体的に説明してみたい。

◆ハートビル法 聴覚障害者への配慮欠く

ホテルに1人で泊まったときに、非常ベルの音や館内アナウンスが聞こえない事態を想像していた。聴覚障害者の中には、火災警報が鳴っても気づかない人が多い。命を落としかねない危険があるのだ。寝たきりの人が火災に遭っ

ても、動けないために焼死する恐れがあるのと同じである。

街を歩いていてもアナウンスが聞こえない、病院や銀行の窓口で名前を呼ばれても気づかないなど、日常生活で不便を感じ、不利益や精神的な苦痛を受けることは多い。

政府は「新障害者基本計画」の中で「情報バリアフリー」の必要性は明記している。

しかし、具体的な対応策は、改正ハートビル法に限らず用意されていない。消防法施行令24条を見ても、火災が発生したら非常ベルやサイレン、放送などで知らせることを規定している

だけだ。音(声)情報が得られない聴覚障害者にとっては、無用の長物に過ぎない。

米国の「障害を持つ米国民法」(ADA)や消防法並みに「聴覚障害者には光、音増幅、振動、文字」で知らせなければならぬと規定することも検討して

ほしい。聴覚障害者のだけが犠牲になってから法律を変えるのでは遅いのだ。他の障害者に比べて聴覚障害者への対策が軽視されているのは、見た目では障害が見えないため、周りの人は何に困って、どうしてほしいのか、なかなか理解できないためだろう。政治家や施行者、設計者

には、聴覚障害者が不便を感じる「基準」は、肢体不自由者とは違うということを認識していただきたい。情報障害は、通路の幅を広げるといった建物の整備だけでは解決できない。光や振動、文字で伝えるといった工夫が必要なのだ。基準が異なる以上、情報

政治家も政府関係者も嫌でも年を取れば目、耳、足などに不便を感じていくはずだ。バリアフリーやユニバーサルデザイン(高齢者や障害者に配慮した設計・デザイン)は他ならぬ自分の問題でもあるという意識を持たない限り、実現は難しいのかも知れない。意識の変革をしていただき、聴覚障害者の立場を一刻も早く政策の中に盛り込んでいただきたい。

聴覚障がいとは『見えない障がい』です。不便なこと、改善してほしいことなどを行政、議会、施設、交通機関などに要望していただければ嬉しいです。「動かないと何も変わらない」のです。詳しくは下記にお問い合わせください。
【情報提供】ベターコミュニケーション研究会
聴覚障がいに関わる総合情報誌「いくお〜る」編集部
URL: <http://www.bcs33.com> E-mail: equal@bcs33.com
FAX: 03-3382-6656